

「離婚時年金分割制度の位置づけ」

弁護士 小島妙子

1 はじめに

最高裁の司法統計によれば、昨年4月から9月までの間に既済となった年金分割事件について、乙類審判では、認容で終結した事件129件のうち、127件が按分割合を50%と定めており、婚姻関係の審判・調停事件（離婚調停など）においても、認容又は調停成立で終結した1453件のうち、1256件が按分割合を50%としているという。

離婚時の年金分割制度には、2007年4月から施行されている制度（「合意・審判分割」という）と2008年4月に施行される3号被保険者期間の年金分割制度（「3号分割」という）がある。「合意・審判分割」は、離婚時において、厚生年金の報酬比例部分（保険料納付記録）を分割する制度であり、按分割合については当事者の合意によるが、合意が成立しない場合は家庭裁判所が「按分割合」を定めることになっており、「按分割合」の上限は2分の1と定められている（厚生年金保険法§78の2、同§78の3）。

これに対し、「3号分割」は、離婚の際に一方当事者の請求により社会保険庁長官が厚生年金の報酬比例部分を自動的に2分の1に分割する制度である（厚生年金保険法§78の13、§78の14）。分割を受けられる者は、3号被保険者（サラリーマンの被扶養者）に限られている。

離婚時の年金分割制度でありながら、このように整合性を欠く2つの制度が並立しているのはなぜなのだろうか？家庭裁判所が「按分割合」を決定する際に、「3号分割」において、年金が自動的に2分の1に分割されるとしていることを考慮すべきなのだろうか？

2 年金分割制度の立法趣旨

(1) 3号被保険者期間の年金分割制度

「3号分割」制度は、いわゆる「3号被保険者問題」を解消するために提案された制度である。1985年の年金法改正に伴い、サラリーマンの被扶養者（いわゆる「専業主婦」）は、「3号被保険者」として基礎年金を受給する権利が付与されたが、このような制度について、保険料を負担しないのに年金受給権を付与することは不公平であると批判されるようになった。

これを受けて、2003年9月に社会保障審議会年金部会がまとめた「年金制度改正に関する意見」では、3号被保険者について、①年金分割案、②負担調整案、③給付調整案の3案を併記していた。

厚労省が、2003年11月に与党年金制度改革協議会に提出した年金制度改正に関する厚労省案においては、このうち、①年金分割案を採用し、婚姻期間中の年金分割を提案していた。

ここで、婚姻中の年金分割は、「女性と年金検討会」の案では、「潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料を求める仕組み」として構想されていたが、潜在的な持分権の具体化による「賃金分割」という

手法について、所得税は「個人単位」で課税されており、夫婦単位の課税即ち夫婦の所得を合算してこれを2分したものに課税し、これを2倍にする、いわゆる「二分二乗」方式を採用していないこととの整合性が問題となった。最高裁は、所得税法が前提とする民法762条1項（夫婦別産制）について、財産分与請求権・相続権・扶養請求権等が規定されており、夫婦間に実質上の不平等が生じないよう立法上の配慮がなされていることから、違憲とはいえないと判示している。

そこで、厚労省案では、「賃金分割」という手法は用いずに、2号被保険者が納めた保険料についてのみ、いわば「潜在的持分権」を認めてこれを分割し、夫婦それぞれに厚生年金と基礎年金の給付を行うこととし、婚姻期間中の年金分割を行う制度を提案した。

ところが、婚姻中の年金分割に対して、与党から「家族の絆を揺るがしかねない」という強い反対論が出て、結局、3号被保険者期間について「離婚時のみ」の年金分割制度が成立した。

このように、3号被保険者期間の年金分割における「2分の1」の法定は、財産分与における「2分の1」ルールにみられるような離婚時において当事者間の衡平を図るという観点はそもそもなく、婚姻中の「賃金分割」にそのルーツを有する制度であるといえる。

(2) 「合意・審判」分割制度

「合意・審判」分割制度は、「3号分割」制度と異なり、当初より、離婚時における年金分割制度として構想された。

即ち、中高年齢者の離婚件数が増加している中で、現役時代の男女間の雇用格差・賃金格差を背景として夫婦双方の年金受給額には大きな格差があり、中高年齢に離婚した女性は賃金も年金も低く、老後の生活保障がない一方で、厚生年金報酬比例部分については、被保険者本人にのみ支給され、離婚した配偶者には何の権利もない仕組みとなっていることから、離婚時に夫婦間で年金の分割が可能となるような制度を整備すべきであるというものである。

「合意・審判」分割制度は、民法上の財産分与制度と異なる制度ではあるものの、その果たすべき機能をみると、離婚に際し、当事者間の衡平を図り、かつ経済力の弱い当事者の離婚後の生活の安定をある程度可能とする財産分与制度と親和的な制度と考えることができる。

家裁が按分割合を定めるに際し、「保険料納付に対する当事者の寄与の程度、その他一切の事情を考慮」として定めていることがその論拠となる。

3 むすび

「3号分割」は、「3号被保険者問題」解決の過程で政治的妥協の結果生み出された制度である。「3号分割」制度は、基礎年金の保険料拠出システムには全く変更がなく、「3号被保険者」問題の解消には至らないばかりか、2分の1の自動分割を受けられるのは「3号被保険者」に限定され、不合理かつ不公平な制度となっている。

3号被保険者問題は、基礎年金制度の財源問題であり、パート労働者への厚生年金適用

範囲の拡大（ちなみに、今国会に上程中の法案では、新たな適用対象者は約 10 万～20 万人にとどまる見通しである）や基礎年金制度を見直して最低保障年金制度を設けることなどによって解決する以外ない。

「合意・審判」分割には、離婚女性に対する貧困対策という面があるにせよ、離婚時における当事者間の財産的衡平の実現という民法財産分与が目指してきた価値は、家庭裁判所が按分割合を決定する際にも重視されるべきだと考える。

なお、本報告は、2006 年に開催された家族＜社会と法＞学会における報告に基づいているところ、学会報告にあたっては、故鈴木禄弥先生のご指導を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。